

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	日高町

# 日高町鳥獣被害防止計画

## <連絡先>

担当部署名	産業課
所在地	沙流郡日高町門別本町210番地
電話番号	01456-2-6185
FAX番号	01456-2-6191

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	エゾシカ・ヒグマ・アライグマ・キツネ・アオサギ
計 画 期 間	令和4年度～令和6年度
対 象 地 域	日 高 町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
エゾシカ	・水稲	12,192 千円
		23.2 ha
	・牧草	52,604 千円
		493.0 ha
	・デントコーン	7,239 千円
		95.5 ha
	・スイートコーン	200 千円
		2.0 ha
	・小豆	100 千円
		1.0 ha
・その他作物	4,750 千円	
	7.5 ha	
合計	77,085 千円	
	622.2 ha	
ヒグマ	・デントコーン	100 千円
		0.1 ha
アライグマ、キツネ	・デントコーンほか	525 千円
		1.0 ha
アオサギ	・水稲	600 千円
		0.4 ha
合計	合計	78,310 千円
		623.7 ha

## (2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害の傾向
エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有林や町内に点在する森林で越冬し、融雪後、農作物を採食する。</li> <li>・年間捕獲数は約3,000頭であり、農林業被害は減少しているが、軽種馬への被害や車両との衝突事故など、数値に表れない被害は一向に減っていない。</li> <li>・4月の融雪期頃から被害が見られ、特に、播種後のデントコーンやスイートコーンの新芽を採食され、成長不良による減収が大きい。また、牧草では、通年食害が見られるが、春先や刈り取り後の新芽を採食され成長遅延による減収や栄養不足等の被害が大きい。</li> <li>・被害は町全体に及んでおり、軽種馬・乳牛・肉用牛等の牧場が点在しているため、銃器による捕獲ができない地域もあり、農作物だけでなく交通機関にも被害が及んでいる。</li> </ul>
ヒグマ	デントコーンにおける被害が大きく、電牧による対策に追われている。山間部のみならず国道付近や住宅地周辺でも目撃情報が増えており、住民の安全確保対策が求められている。
アライグマ、キツネ	融雪前後から出没が増えてくるが、収穫直前のスイートコーン等の農作物を食害される。
アオサギ	田植え後の苗の踏破による被害が及んでいる。

## (3) 被害の軽減目標

指 標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)	備考 (軽減率)
エゾシカ	被害額	77,085 千円	53,960 千円	30% 減
	被害面積	622.2 ha	435.5 ha	30% 減
ヒグマ	被害額	100 千円	70 千円	30% 減
	被害面積	0.1 ha	0.1 ha	30% 減
アライグマ、 キツネ	被害額	525 千円	367 千円	30% 減
	被害面積	1.0 ha	0.7 ha	30% 減
アオサギ	被害額	600 千円	420 千円	30% 減
	被害面積	0.4 ha	0.3 ha	30% 減
合 計	被害額	78,310 千円	54,817 千円	30% 減
	被害面積	623.7 ha	436.6 ha	30% 減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱ハンターを被害対策実施隊員に任命し、関係機関と連携し対策を実施している。</li> <li>・ヒグマ、エゾシカ、キツネ、アライグマは捕獲奨励金を支出することで積極的な捕獲を推進している。</li> </ul>	<p>猟友会会員の減少・高齢化が進んでおり、今後の捕獲体制が憂慮される。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エゾシカ 一斉捕獲や、くくり罠による捕獲を実施している。</li> </ul>	<p>令和2年度では有害鳥獣捕獲で2,500頭以上捕獲しているが生息頭数の減少がみられない。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒグマ ハンターと委託契約をし、箱わなによる捕獲を実施している。</li> </ul>	<p>ヒグマは基本的に箱わなでの捕獲を実施しているが、国道や民家周辺での出没情報が増えており、罠の設置台数を増やす必要がある。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アライグマ 有害鳥獣駆除従事者により箱わなを用いた捕獲を実施している。</li> </ul>	<p>捕獲件数の増加により、対応に苦慮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箱わなの不足</li> <li>・捕獲後の個体を処分する設備が不足</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アオサギ 内水面魚家が自家防衛している。</li> </ul>	<p>アオサギについては、内水面魚家が自家防衛しているが、被害が減少するに至っていない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町単独で水稻、とうもろこし、豆類等の圃場への電気柵の設置に対し、1ヵ所につき3分の1以内、20万円を限度に補助金を交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家が点在しているため、集落全体を囲うことができず、圃場ごとの設置となっている。</li> <li>・また、電気柵をくぐる、飛び越える等、エゾシカの学習能力の高さに苦慮している。</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・エゾシカ 日高振興局管内の町で構成する広域協議会と連携し、一斉駆除を実施する。 くくり罠による的確な捕獲を実施する。 囲い罠による捕獲試験を実施する。</li> <li>・ヒグマ・アライグマ 箱罠による的確な捕獲を実施する。</li> <li>・その他 農林業関係機関と被害防止に向けて効果的な対策等を協議する。 捕獲体制の整備を図る。 狩猟者の高齢化対策としての担い手の育成、確保を図る。 被害防止対策に携わる者の鳥獣の習性等に関する知識の向上を図る。 ICT技術を活用した効率的で負担を軽減させる捕獲方法を検討する。</li> </ul>
---

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・日高町鳥獣被害対策実施隊の設置  
隊員を任命し、対象鳥獣を銃器又は罠により捕獲する。
- ・囲い罠の設置  
エゾシカの捕獲に関し、移動式の囲い罠の設置・運営を日高町有害鳥獣捕獲組合に委託し、捕獲を実施する。
- ・捕獲奨励金の交付

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4	エゾシカ、ヒグマ アライグマ キツネ、アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わなによる捕獲を充実させるための機材購入。</li> <li>・銃器等にかかる資格取得の為の費用を軽減し、従事者の増加を図る。</li> <li>・捕獲従事者の負担を軽減することで担い手の確保、育成を図る。</li> </ul>
5	エゾシカ、ヒグマ アライグマ キツネ、アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わなによる捕獲を充実させるための機材購入。</li> <li>・銃器等にかかる資格取得の為の費用を軽減し、従事者の増加を図る。</li> <li>・捕獲従事者の負担を軽減することで担い手の確保、育成を図る。</li> </ul>
6	エゾシカ、ヒグマ アライグマ キツネ、アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わなによる捕獲を充実させるための機材購入。</li> <li>・銃器等にかかる資格取得の為の費用を軽減し、従事者の増加を図る。</li> <li>・捕獲従事者の負担を軽減することで担い手の確保、育成を図る。</li> </ul>

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年の被害状況及び捕獲実績を基に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ	3,500	3,500	3,500
ヒグマ	25	25	25
アライグマ	1,000	1,000	1,000
キツネ	20	20	20
アオサギ	20	20	20

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲予定場所は町内一円(原則として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所は除く。)</li> <li>・捕獲手段について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。</li> <li>・捕獲予定時期は、次の期間とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>エゾシカ → 4月から3月末日までの期間とし、銃器及び罠による捕獲を実施する。</li> <li>ヒグマ → 4月から12月末日までの期間とし、原則箱わなを用いた捕獲を実施する。</li> <li>アライグマ → 防除計画により箱罠を設置、通年捕獲を実施する。</li> <li>キツネ → 4月から3月の期間において箱わなによる捕獲を実施する。</li> <li>アオサギ → 主に農作物の作付け時期である4月から6月の期間において、銃器による捕獲を実施する。</li> </ul> </li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>エゾシカ及びヒグマの遠距離からの射撃により捕獲者の安全の確保し、また、効率的な捕獲を進めるのに必要であるため。</p> <p>捕獲を実施する期間及び場所については、鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間及び場所であること。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ、ヒグマ	侵入防止電気柵 15箇所 延長 15,000m	侵入防止電気柵 15箇所 延長 15,000m	侵入防止電気柵 15箇所 延長 15,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4	ヒグマ	出没が多発する場合は、農地周辺部の草刈りを実施し緩衝帯を設置する。また、状況により銃器又は動物駆逐用煙火等による追い払いを実施する。
5	ヒグマ	出没が多発する場合は、農地周辺部の草刈りを実施し緩衝帯を設置する。また、状況により銃器又は動物駆逐用煙火等による追い払いを実施する。
6	ヒグマ	出没が多発する場合は、農地周辺部の草刈りを実施し緩衝帯を設置する。また、状況により銃器又は動物駆逐用煙火等による追い払いを実施する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	日高町農業振興対策協議会
構成機関の名称	役 割
日高町	・協議会事務局運営、被害状況・出没状況の把握、関係機関との連絡調整
日高町農業委員会 門別町農業協同組合 びらとり農業協同組合 新冠町農業協同組合 日高門別土地改良区 日高軽種馬農業協同組合門別支所 日高地区農業共済組合西部支所	・被害状況、出没状況の把握、情報提供 ・有害鳥獣による営農被害の未然防止に向けた営農指導等
日高農業改良普及センター日高西部支所	・被害状況、出没状況の把握 被害防止対策に係る技術的指導助言
北海道猟友会沙流川支部日高分区 北海道猟友会門別支部 日高町有害鳥獣駆除委嘱ハンター	・有害鳥獣関連情報の提供、捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>鳥獣被害対策実施隊を設置(平成22年4月)し、関係機関と連携を図り効果的な捕獲に取り組む。 「日高町鳥獣被害対策実施隊」の構成・運営等については、町が定める実施隊設置要綱による。</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし
----

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>エゾシカについては、適切な処理施設への搬入処理を行い、やむを得ない場合は適切な方法で埋設処理する。 ヒグマについては、臼歯、胃内容物、肝臓腎臓等の検体を関係機関に提供する。 その他の捕獲個体又は、残滓については、一般廃棄物として、適正に処分する。</p>
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	エゾシカについては、食肉加工施設による食肉加工の有効活用をすすめる。
ペットフード	エゾシカについては、食肉加工施設によるペットフード加工の有効活用をすすめる。

皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	なし

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし